

マンション管理セミナー

Fukushima Mansion Management Seminar



マンションに係るあなたのお悩み、このセミナーで解決できるかも。

2025年1月19日(日)

10:00~11:30

MAXふくしま4階 AOZ小活動室2

10:00~10:15

福島市マンション管理適正化推進計画について

2023年に策定した計画について、市の職員が説明します。

10:15~11:00

マンション管理座談会

座談会形式で、専門家があなたの疑問を解決します。

11:00~11:30

なんでも相談会

専門家を含めたスタッフ5名が、マンションのお悩みを伺います。

-(定員)-

30人

※対象となる方は次のいずれかに当てはまる方

- 分譲マンションの理事や役員の方
- 分譲マンションの所有者の方

-(講師)-



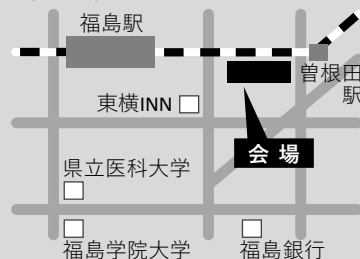
マンションサポート福島
代表

鈴木 裕人氏

東北大学工学部を卒業。2007年にマンションサポート福島を設立し、福島県マンション管理士会の理事も務める。

現在は県内外で、マンション管理のプロフェッショナルとして活躍中。

-(地図)-



参加費
無料

福島市主催

第1回

自主管理している
マンションの方は
必見!

福島市にあるマンションは、20年後の2044年には、89棟(93%)が築40年を超えます。

適切な修繕がなされないままに放置された老朽マンションは、区分所有者自らの居住環境の低下や、資産価値の低下を招きます。また、周辺の住環境や都市環境の低下など、街全体に深刻な問題を引き起こす可能性があることから、管理組合による適正な管理が大変重要です。

あなたのマンションの修繕積立金は、適正ですか？

長期修繕計画は策定済みですか？

あなたの住まい、資産、街を守るために。

この機会に、専門家に相談してみませんか？

参加申込み・問い合わせは、ネットかお電話で

024-525-3734

福島市都市政策部住宅政策課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

開庁時間

8:30~17:15
土日祝日
年末年始除く



オンライン申込みは二次元コード、もしくは検索で!
※1月17日(金)の13時以降は、お電話にてお申込みください。



福島市 マンション管理 セミナー

マンション管理計画認定制度

管理計画認定制度とは？

マンション管理適正化推進計画を策定した地方公共団体において、マンションの管理組合が作成した管理計画を地方公共団体に申請し、一定の基準を満たしていれば認定を受けられる制度です。

認定を受けたマンションには、4つの**メリット**があります。詳細は、ホームページでご確認ください！



024-525-3734

福島市都市政策部住宅政策課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

開庁時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始除く)



メリット

01



市場の評価向上

適正に管理されたマンションであることが公表され、市場において評価されます。

メリット

02



管理の適正化

住人の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上し易くなります。

メリット

03



お金の面で
優遇措置あり

住宅金融支援機構の融資の金利引き下げや、積立金の利率上乘せが受けられます。

メリット

04



減税措置の対象

長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションは、固定資産税の減額措置の対象となります。

全部当てはまれば即認定！？ あなたのマンションの管理計画は適正かどうか、現状を見直してみよう！

管理計画認定制度 チェックテスト

- 管理者等が定められている
- 監事が選任されている
- 集会在年1回以上開催されている
- 管理規約が作成されている
- マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上の必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められている
- マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められている
- 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われている
- 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である
- 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会以て決議されている
- 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われている
- 長期修繕計画の実行性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されている
- 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
- 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない
- 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっている
- 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っている
- 都道府県等マンション管理適正化推進に照らして適切なものである

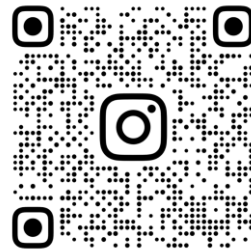
マンション管理のお悩み、お聞かせください。



マンションサポート福島 代表
鈴木 裕人 Hiroto Suzuki

マンション管理士・一級建築士等のマンション管理のプロフェッショナルが、確かな技術に裏付けられた豊富な実績と幅広いネットワークをもとに、それぞれのマンションに最適なベストソリューションを提供いたします。

#みんなに見てほしいことがある。



福島市住宅政策課の公式アカウント。市で行う事業や市営住宅の情報など、とにかく必見です。

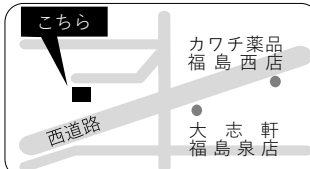
FUKUSHIMA_JUTAKU_OFFICIAL

マンション管理士・一級建築士事務所
マンションサポート福島

〒960-8253
福島県福島市泉字下鎌2-29

当事務所にて無料相談受付中
☎ 024-503-9064
毎日受付/9:00~18:00

✉ info@ms-fks.org
メールは24時間受付



詳細は公式
サイトから